

令和5年11月
(第4回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和5年11月27日(月曜日)

令和5年11月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年11月27日(月曜日) 午前9時00分～午前9時50分

2 開催場所 南大隅町役場 佐多支所

3 (1) 出席委員(10人)

会 長	13番	橋口 初男
委 員	2番	徳留 徳次
〃	3番	田淵 哲朗
〃	5番	溝田 耕一
〃	6番	後藤 望
〃	8番	吉永 一雪
〃	9番	山之口 勝一
〃	10番	川田原 司
〃	11番	北之口 洋一
〃	12番	横原 洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 木佐貫 公子
事務局書記 中島 大貴
事務局会計年度任用職員 山下 晶子
佐多支所産業グループ 持留 明広

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
報告第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の変更について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和5年11月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は10名です。1番、淵脇委員と7番、富田委員から欠席の届けがありました。よって12名中10名の出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、12名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、8番の吉永委員と9番の山之口委員の両名を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の中島氏と山下氏を指名致します。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件でございます。

(1ページ 議案第11号の議案書、2ページの集計表の読み上げ)

受付番号1番の資料については、3ページ、4ページをそれぞれお目通しください。
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。
よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告ですが、富田委員が欠席のため、事務局より報告書の代読をお願いします。

事務局： 富田委員より報告書を預かっておりますので、代読いたします。
現地は、〇〇中学校下の国道〇〇号線より約100m入り込んだ水田地帯の点在した田んぼで、水稻の作付け後、収穫の終わった田でありました。〇〇番は、中学校下の田で、同様に作付け、収穫の終わっている田でした。調査の意見として、申請人と〇〇氏はいとは同士で譲渡人より耕作できないのもらってほしいとの相談があり、本申請に至ったとのことで、もらうことはしたくないので、対価として5万円で購入したとのことでした。今後は申請人が水稻を作付けしていくとのことで、問題ないと考えます。よろしく申し上げます。とのことでした。以上です。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の野村推進委員、なにかご意見等ありましたらお願いします。

推進委員： 野村です。補足があります。

議 長： どうぞ。

推進委員： 富田委員が欠席のため、補足説明いたします。〇〇番と〇〇番は隣の田んぼと1枚になっておりました。また、〇〇番は少し荒れておりましたが、トラクター等できれいにする事ができる状態でした。その他の申請地については、すでに申請人が前から耕作しておりました。

議 長： ありがとうございます。
他にございませんか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第11号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第11号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第11号、受付番号2番です。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番の資料につきましては、5ページから7ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

6 番： 6番後藤です。国道〇〇号線、〇〇自治会、〇〇付近から山側に登り、林道とほぼ接する地点にあります。すでにレイシ、ドラゴンフルーツ、みかんが植えてありました。また、防草シートが張られていて、きちんと管理されておりました。調査の意見としては、きちんと管理されている状況を譲受人が続けていきたいという意向であり、3条申請を認めることに問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明および担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当委員の大内山推進委員、なにかご意見等ありませんか。

議 長： 譲受人と譲渡人はなにか関係性はあるんですか。

6 番： 遠い親戚だそうです。すでにドラゴンフルーツなど実がついていました。やはりサル等の被害を心配しておりました。イノシシは柵があるので大丈夫だと思いますが。

2 番： 譲渡人が79歳とのことですが、お元気な方ですね。

6 番： 現地確認には行政書士の方がいらっしゃったので、直接話せてはいませんが、収穫して出荷していたと思われま。す。またもう1枚上の畑も持ってらっしゃると思うんですが、綺麗にされてました。また、防風のために単管パイプで柵を作っていたりしてありました。おそらく建設業者等に依頼して作ったものではないかと思ひます。そのような綺麗に維持されている場所を引き継ぐような形です。

8 番： 1つよろしいですか。

議 長： 吉永委員どうぞ。

8 番： 資料に譲渡人は2丁4反くらいの面積を所有しているとのことですが、耕作しているのですか。79歳でその面積を管理するのは大変かと思ひますが。

事務局： 町外にお住いのため、事務局では確認が取れませんが、行政書士にて〇〇市に確認した数字と認識してま。す。

議 長： 以前は下限面積の規定がありましたが、今は撤廃されましたので、大丈夫かと思ひます。また、次のページに営農計画書の提出もありましたので見ていただければと思ひます。

よろしいですか。それでは、受付番号2番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思ひます。推進委員の皆さんにお伺ひします。受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第11号受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第11号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めま。す。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明しま。す。

(8ページ 議案第12号の議案書の読み上げ)

9ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

10ページから11ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。

議 長： 13番に半田推進委員の親族に関する議案が提出されております。

よって南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退室していただきます。

(半田推進委員 退室)

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等はありませんか。

(意見、質問なし)

議長： よろしいですか。それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第12号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、異議なし。でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第12号はについて、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第12号は計画のとおり決定いたします。

(半田推進委員入室)

議長： 次に報告第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

事務局： 農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行っております4件について、耕作者変更の届けがありましたので、報告いたします。

(12ページ 報告第2号の議案書の読み上げ)

事務局： 13ページに詳細を記載しておりますが、設定を受ける者の氏名の上段が、新たに借り受ける者、下段のカッコ書きが前耕作者となります。その他の詳細については、それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等はありませんか。

事務局： 補足いたします。〇〇さんですが、〇〇さんが新たに会社を立ち上げ、〇〇農園として借りていた農地をそのまま引き継ぐ形になったことから耕作者変更として対応することになったと機構担当者から言われまして、今回の形となっております。以上です。

議 長： よろしいですか。これについては、報告でございますので、採決はいたしません。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

1 2 番： 先日、〇〇の方から〇〇地区、できれば無霜地帯で10aほどの農地を探してほしいと相談を受けました。亜熱帯果樹を植えるそうです。ありませんでしょうか。

議 長： 売買希望だそうです。後藤委員、帰りに見ていただけたらと思います。

6 番： すでに〇〇さんが使っているところが多い状況です。

1 2 番： できれば1枚でとのことです。〇〇地区でその面積は難しいとは伝えてあります。そして、あればあっせん委員会にて対応できたらなど。

6 番： 〇〇地区はどうですか。

議 長： 後藤委員、また探してみてください。そして見つかった際には事務局へ伝えておいてください。

推進委員： その方は、農業経験者の方ですか。

1 2 番： 今は〇〇で介護施設を経営している方で、息子にその会社を譲って、そのあと農業をしたいと考えているようです。いままでに野菜などは作った経験はあるそうです。

推進委員： 値段についてはなにかおっしゃってましたか。

1 2 番： とくに言うてはおりませんでした。

議 長： 大内山推進委員、石走推進委員など協力して探してみてください。続いて半田推進委員どうぞ。

推進委員： 推進委員の半田です。〇〇団地に耕作放棄地があります。〇〇さんが借りていたところですが、正直参ってるところです。所有者から荒れ地になりつつあるからどうにかできないかと相談がありました。トラクターなども置きっぱなしです。今年の冬に手を付けないと春以降になるともう手を付けられない状態になってしまうと思います。何かいい案をお持ちの方がいれば教えてください。

事務局： 〇〇さんに関しては、機構を通して借りておりましたが、強制的に解約したところで、先日機構の方々が農地を見に来られました。半田さんがおっしゃった農地も見て、放置してある機械などの写真を撮っておりました。機構としては、本来は解約後、借りていた人が綺麗にして返すと機構が管理しながら次の耕作者を探すといった流れになるので、〇〇さんが綺麗にして返してくれないと機構が管理できないということです。今後の対応として、農地の復旧にどれくらいかかるか、放置されてる農機具の処分にもどれくらいかかるか見積もりを取って金額を確認するような話をしました。ただ、〇〇さんは支払う意思もないし能力もないです。自分の力で耕作する気

もなく、私たちも家を訪ねて面談もしました。機構も数回訪問したそうですが、逆切れされたそうです。とりあえず、今の段階では、見積もりを取って〇〇さんにいったん請求するといったところまで話をしたところでした。経済課、農業委員会、そして機構が入って今対応しているところです。ただ、半田委員がおっしゃる農地は機構を通じてないので、機構が入れないかもしれませんが、経済課と対応を協議しているところです。

推進委員：最終的に、もしどうすることもできないとなれば、所有者がそこを綺麗にするしか方法はないのでしょうか。そのまま置いておくわけにはいかないです。次の春を越してしまえば手の付けようがなくなると思います。今ならまだなんとかなります。

推進委員：野村です。機械が置いてあるとのことですが、なにがあるんですか。

推進委員：トラクターやローダー、うしろにつけるアタッチメントなどありました。

推進委員：考えとしては、その機械は所有物だから〇〇さんが回収しないといけませんよね。

推進委員：そうです。ですが、本人が片付けようとしないので。

3 番： 私の集落ではないですが、周囲の集落にも2枚で5反くらいの農地にニンニクを植え付け、収穫後農地が放置されており、見るに見かねているんですが、所有者に聞くと機構と通じて貸しているんで、手を付けられないと言ってました。もう竹が生え始めているので、このまま放置するのめどうかと思い、中山間との兼ね合いもありますので、そっちのほうで耕作放棄地の解消に向けてのお金もあると思うんですが、それを使えるのかどうかと。このまま機構を待って置いておくのめどうか思いまして。

事務局： 今、〇〇だったと思うんですが、中山間のほうでしょうかと見積もりを取ってもらって経済課と協議を進めているところです。ほかのところもそうですが、機械のほかにマルチを張ったまま放置されているところもあり、そのままでは耕運したり、公社のラジコン草刈り機では対応ができません。また、杭のような金属のものも打ち込んだままのところもあり、処分できない状況みたいです。経済課でもまだ補助が出せるとは言えない状況のようです。その中山間の補助についても出るかもしれないということで見積もりを取っているようです。ほかの地区でも中山間ですとなれば、経済課と協議を行ったうえで進めるしかないと思います。取り急ぎ、機構も〇〇さんにしてもらわないといけないということで、お父さんに請求するなりしないといけないということです。私たちが訪問した際は「いつまでにきれいにしてください」というと「わかりました」と答えたのですが、後日経済課や機構が訪問すると「自分は病気だ」と言い、応じなかったそうです。

推進委員：トラクターは売れるような状態ですか。

事務局： もうすべて錆ついてボロボロでした。地金屋で引き取ってもらってお金に換え、それを費用にあて、残りを請求するような形になるかと。各借りてる農地にいろんなものを置いている状況です。

議長： こういう新規就農者もいるということです。大変なことです。地域に迷惑をかけています。私も機械屋に聞いたのですが、機械の修理代も取れてないものもあるようです。

私たちとしても審議の際に手が回る範囲か、などよく見たうえで認めていかないといけないなど。

推進委員：すみません、結局、所有者で片付けていいのでしょうか。今いろんな方の意見を聞きましたが、時間がないので。

事務局： 機構や経済課に確認を取ります。

議 長： 事務局が確認を取るということなので、確認次第ということでご理解ください。ほかにありますか。

1 2 番： すいません、先ほど局長が中山間の補助金について触れてましたが、事例はあるのですか。それとも、これから事例を作っていくのですか。

事務局： 今の2筆については、中山間のほうから中山間できれいにしたいと相談がありました。そのため、経済課も見に行きました。しかし、事例を作ると今後も同じような案件が発生してしまう可能性もあるため、なるべく本人でしてほしいところです。取り急ぎ、相談があったため、見積もりを取ってもらっているところです。もし、時間がなくて自腹で行ってもいいと所有者が言うのであれば、機構も止めないと思いますが、その場合でも見積もりはとっておいたほうがいいかと。そして機構に意向と金額を伝える必要があると思います。

1 2 番： 経済課の案件なので、農業委員会には関係ないと思いますが、我々の中山間も存続できるかの瀬戸際ではあるので、もし事例を作ってしまうと、自分でせずに経済課でしてくれと思ってしまうところです。

議 長： 他に委員の皆様からありませんか。なければ事務局よりお願いします。

事務局： その他、12月の行事予定について

議 長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、令和5年11月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員